

和光市元下新倉村における酒造蔵

並木 實

はじめに

和光市の元下新倉村（以下「下新倉村」という。）においてはかつて清酒造が行われていた。このうち、西本村の「長泉酒造」は昭和 10 年代まで営業、その後も白壁の酒造蔵やレンガ造りの煙突が残っていたために、良く知られている。しかし、その創業年ははっきりとしていない。

「長泉酒造」がよく知られている一方で、明治時代に浅久保に「秀峰酒造」が存在していたことを知る人は殆どいない。同酒造については一部の冊子にその存在が記されているが、具体的な場所や時期は全く分かっていない。

また、文政時代の下新倉村に酒造蔵が置かれていたことを示す古文書が埼玉県立文書館にある。しかし、この資料に関しても殆ど知られておらず、下新倉と結び付けた調査・検討資料も見受けられない。

ここでは、これらの点を掘り起こし、下新倉村における酒造蔵をまとめてみるものである。

1. 西本村・「長泉酒造」

西本村（現在の和光市下新倉村四丁目）にあった長泉酒造に関しては、『長泉酒蔵調査報告書』¹がある。この報告書は酒造ではなく、酒蔵としての建物を調べたものであるが、その中に酒造についても併せ記載されている。

1-1 長泉酒造の概要

長泉酒造は「長泉の酒が初めて醸造されたのは江戸時代といわれ」²、初代、柳下「平八が、本家の第 10 代・柳下矢柄（隠居して下新倉氷川神社の宮司となる）の娘・ツ祢の婿養子となり、明治 10（1977）年頃に分家したのが始まりである」³とし、「酒蔵の創建年代について、平八とツ祢が結婚し分家した明治 10 年頃に、本家にあった酒蔵を譲り受け当地に移築したのではないか」という話を掲載している⁴。その銘柄は「長泉」であり、「第 2 次世界大戦中の昭和 18 年、戦時下の統制で県単位で酒造業者が合同され、大手酒造業者しか米が集まらず、酒造業を廃業した」とある⁵。



第 1 図 長泉酒蔵の蔵・煙突

（和光市教育委員会 2004 『長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷調査報告書』 p1）

第1図は長泉酒造の蔵と煙突の写真であり、同報告書に掲載されているものである。残念ながら平成13(2001)年に蔵を、平成26(2014)年にはレンガ造りによる煙突の全てを解体している。初期の国産レンガといわれるレンガの一部は解体時に市教育委員会に一部回収され、和光市文化財保存庫などに残されている。

1-2 長泉酒造の創業時期

長泉酒造の創業時期は上記報告書の中でも明確にされていないが、以下の考察がある。

(1) 創建年代の推定

酒造蔵の建築技術の面からは明治10(1877)年頃の移築に関して、「建物各所に和釘が残されている」ことや「2階屋根の垂木に丸太を使用した箇所があり、南側部分の2階床の根太も丸太材である」ことから、「酒蔵の創建年代もしくは移築された時期は、明治初期と考えられる」⁶とある。

一方、酒造蔵内部の痕跡等による考察として、「酒蔵主屋の北側と南側部分は、元は別々の建物であったものを、この地に移築されたときに接続したか、移築前にすでにこのように改造されていた可能性がある」、「以上のことは移築されたとの前提にたつての想像だが、和釘の存在や技法などを見ても、この建物は創建が江戸時代まで遡る可能性がある」⁷としている。

(2) 当主の話からの推定

調査報告書の前書きとなる「調査の経緯と目的」には「長泉の酒が初めて醸造されたのは江戸時代といわれ」⁸、とある。建物調査時の当主(西本村・柳下家)の話として「酒造りを始めたきっかけは、柳下家の本家が江戸時代から、「長泉」の銘柄で酒造業をしており、その権利を本家の第11代・織右衛門(ツ弥の兄)が、平八に与えたのではないかと稔氏は想像されている」⁹とある。ここでの本家とは、長嶋・柳下家とも吹上の柳下家とも受け取れる表現となっている。

(3) 『文化財をたずねて』の記載による推定

上記の点に関して、和光市教育委員会が1978年に発行した『文化財をたずねて』に記載された「名称 長泉の酒造」(和光市教育委員会1978)には、「長泉が初めて醸造されたのは江戸時代で、吹上の柳下本家であったが後に長嶋・柳下家に移り更に明治十年頃現在地(西本村)の柳下家(蔵の家)で造るようになったという」¹⁰。ここに「吹上の柳下本家(現白子3丁目)」の名が創業者として出てくる。根拠は示されておらず言伝えによるものと思われるが、平成10(1998)年に行われた建物調査時の26年前に作成された冊子であり、内容も具体的になっている。前記(2)の「柳下家の本家が江戸時代から」を補足する形になっていると解釈してよいであろう。

(4) 柳下織右衛門の履歴書による推定

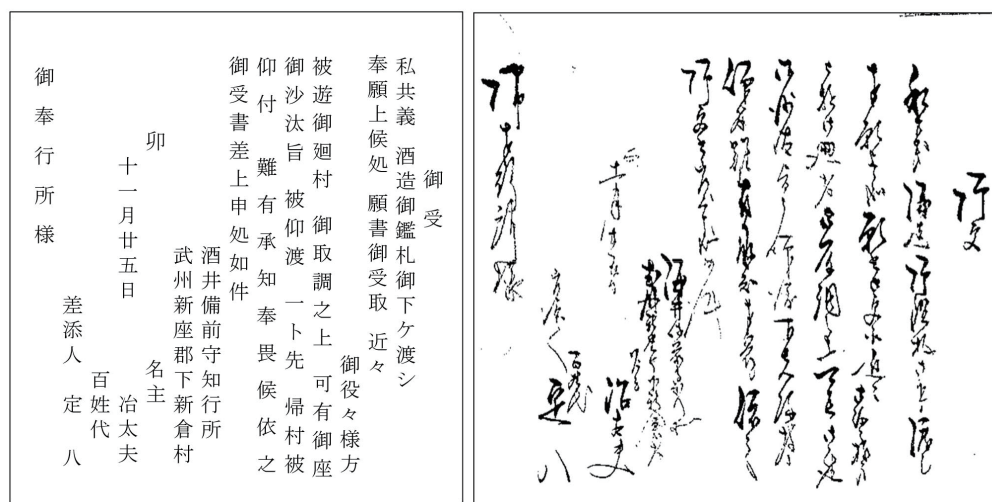
長嶋・柳下家での酒造を示すものに、織右衛門の履歴書がある。そこには「一、慶応二年二月ヨリ農業ヲ営ミ始 一、明治二年ヨリ酒造業ヲ営ム」¹¹とある。

この明治2年(1869)は父・秀五郎が名を矢柄と改めて下新倉氷川八幡神社の神職に就任した年であり、それに伴い息子の織右衛門に酒造業を譲ったものか、あるいは、織右衛門自身が吹上・柳下家から直接譲り受けたのかは不明である。しかし、遅くも明治2年迄には吹上・柳下家から長嶋・柳下家へ移っていたことが分かる。

なお、酒造蔵はもともと長嶋・柳下家に隣接する土地にあったように思われる。この点については吹上・柳下家の「長屋門調査報告書」(和光市教育委員会2001)があり、その中で敷地内の古い建物に関して記されているが、酒造蔵の話は出てこないことによるものである。

(5) 慶應3年文書(第2図)からの推定

吹上・柳下本家には、下新倉村の名主であった柳下治太夫が、卯年(慶應3年-1867)11月に奉行所へ出した「御受(酒造鑑札)」(和光市教育委員会1980)なる文書が残されている(第2図)。なお、文書には「卯」とある



第2図 御受 (酒蔵鑑札)

のみであるが、酒井備前守(12代)知行下における卯年から「慶応3年」としたものである。

内容は酒造鑑札の受取書ではなく、酒造鑑札下渡し願いの経緯を記したものであり、受取書の添書きの形となっている。そこには酒造の種別(清酒・濁酒)が記されておらず、清酒造とは断定できないが、鑑札の下渡しをお願いに上がった際に、「・・・近々、御役々様方御廻村遊れ、御取調の上御座有可く御沙汰旨・・・」とある。役人が江戸からわざわざ村迄出張してきて、取調べの上で沙汰するとあり、清酒醸造設備の確認を指しているものと思われる。

(6) 小結

上記の長泉酒造・酒造蔵の動きを整理すると以下の様になると推測される。

- ①：吹上の本家・柳下治太夫は慶応3(1867)年(1867)11月に「清酒造の鑑札」を受ける。
この慶応3年が、長泉酒造の創業とみられる。
- ②：その後、明治2(1869)年迄の間に、分家である長嶋・柳下秀五郎へ、あるいは秀五郎の息子の織右衛門へ酒造株と蔵を譲る。
- ③：織右衛門は、明治2年に酒造業を営み始める。
- ④：織右衛門は、明治9(1876)年埼玉県

令宛てに、「清酒醸造廃業願」¹²を提出、廃業する。

- ⑤：翌明治10年(1877)頃、妹・ツ祢の婿となり分家した西本村・柳下平八に酒造蔵と設備を譲る。平八は明治4年の新株制度¹³に基づき、新たに酒造業を申請する。

2. 浅久保・「秀峰酒造」

秀峰酒造の紹介として、『文化財をたずねて』(和光市教育委員会1978)と『白子川を知っていますか』(白子川汚濁対策協議会1994)の2冊がある。内容はほぼ同じであり、『白子川を知っていますか』に「二大銘柄として、第一に下新倉浅久保に「秀峰」、第二に本村に「長泉」の銘柄がありました」、「現在は2銘柄とも廃業してしまいました」¹⁴とある程度で具体的な内容は記されていない。浅久保の何処で何時頃、酒造を行っていたのであろうか。

2-1 浅久保・柳下家による酒造の始まり

(1) 酒造人・柳下與市

浅久保の住人、柳下與市が酒造を始めた事を記した碑が調査の過程で発見された。與市の墓石の側面に刻まれたもので、與市の生涯を簡潔に記している(第3図)。

酒造に関係する部分の内容は以下の様になる。「柳下與市は明治6年酒造を願い、株・家・基

を悉く備える。惜しいことに重い病に罹り45才にして突然に亡くなる。時に明治8年(2月17日)のことである」

ここには、柳下與市は明治6(1873)年に酒造業を志し、酒造株を取得し、酒造蔵や同設備、そして基(酏)まで準備したとある。酒造を始める直前の処で重い病となり、明治8(1875)年、45才の若さで亡くなったとしている。

(2) 免許鑑札願出書・下書

明治13(1880)年頃作成の「酒造に関する諸届様式の綴」が、『和光市史編三 資料1 文書目録1(近世・近代・現代)』(和光市教育委員会1999)の中に柳下源太郎家文書としてある。

資料は「酒造税則」(明治13年9月)及び「酒造税則取扱心得書」(明治13年11月)に沿ったもので、単なる書式の綴りではなく、内容が具体的に記されている。

資料の構成は以下の様になっている。

①：「免許鑑札・標札の図」(第4図)

造石量：清酒123石造(184石5斗)

住 所：埼玉縣武蔵国新座郡下新倉村十番地

願出人：柳下 又八

鑑札板の寸法：第4図

②：「建物配置絵図」(明治14(1881)年)

夫文章者俗姓柳下與市也本家源四郎二男而娶本村吉田武七宗子理與女生一男一女以爲当家五代主每除大悲痛參礼靈殿一百已至萬壽百修行内外八海神佛無不信心一如也明治癸酉酒造株家基悉備歿日舉家仁惜哉七嗣不起四十五歲俄然終世時明治八乙亥太陽仲春也孝子乞予記生前実事固揭其二以充後昆願則者也

第3図 與市墓碑・碑文

(筆者現地調査を基に作成)

酒造蔵・土蔵・物置・住家などの配置図。

③：「酒造法器械調書」

使用する桶・罎・櫓等の項目と数量を示した調書。(明治13年)

④：「釀造方法書」

清酒を造る際の米・水の配合量などを示した方法書。(明治143年)

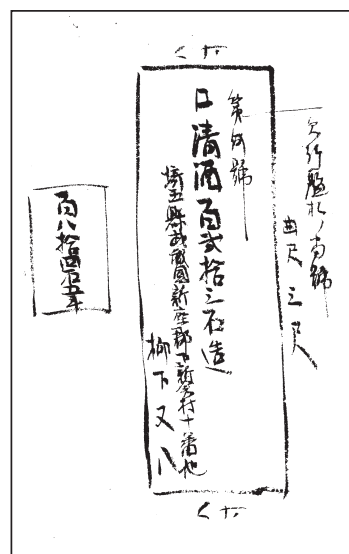
*明治14年のうち、「4」を消して「3」としている。

この資料を見ると、下記に示すようにこれは単なる「酒造に関する諸届様式の綴」ではなく、秀峰酒造に係る「免許鑑札願出書」の下書きであることが分かる。

(3) 柳下家による酒造の創業

①柳下與市墓碑

柳下與市は墓碑(第3図)によれば、明治6年に「清 濁酒醬油釀造鑑札収与税則」(明治4年7月)に基づき酒造の免許鑑札を受けると共に、酒造蔵などを設ける。碑には基(酏)は「仕込む」のではなく「備える」とあることから、他所から買入れたものであろうか。この基に関しては「酒造税則」(明治13年9月)に、「酒もとを販売することを許さず」との条文がでてくる。以前は基(酏)の売買が行われていたのであろう。何れにしても酒造に取り掛かった処で明治8年2月に亡くなっている。し



第4図 免許鑑札(標札)

たがって、酒造を始めたのは亡くなる前年の明治7年と推測される。この時、息子の又八は数え20才となっており、跡を継いで酒造業を続けたのであろう。また、後述となるが、浅久保・柳下家の酒蔵には秀峰酒造である竹内家が杜氏として入って来ている。杜氏の竹内作次郎の年令は分からないが、明治7年において作次郎の息子・元吉は数え9歳であり、作次郎による杜氏は十分に考えられる処である。

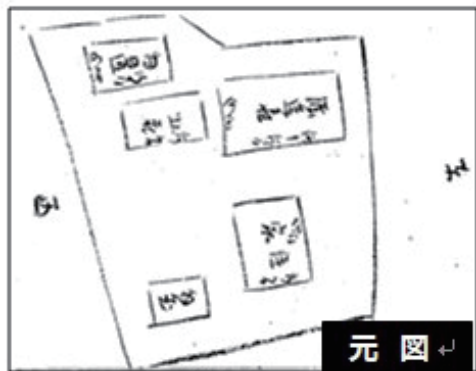
②免許鑑札願出書

明治13(1880)年と14(1881)年と記されている免許鑑札願出書・下書は、明治13年9月の「酒造税則」、及び同年11月の「酒造税則取扱心得書」に基づくものである。同法は、免許税の変更と併せて従前の免許鑑札制度を廃止して、全ての醸造業者は新たに免許鑑札を願い出る様にしたものである。その際に届出を義務付けられた書類が「醸造方法書」と「酒造に属する倉庫納屋等は其の実況詳細絵図面」そして「諸器械調書」であり、「免許鑑札番号、清

酒〇〇造りと所在地・氏名」を記した標札(縦・曲3尺)を戸外に掲出させたものである。各調書に記載の年は其の醸造期(10月1日から翌年9月30日)を示している。免許鑑札は1期限り有効であり、酒造を継続する場合は毎期末までに次の免許鑑札の願い出を行い、設備に変更がある場合は変更内容を届出、また造石見込みを変更する場合は、その免許を受け、標札にある当初の「〇〇石造り」の箇所を貼り紙にて訂正させたものである。よって、第5図の標札にある「123石造り」とは、明治6(1873)年に免許鑑札を受けた際の造石見込みの石数であり、今回変更しようとした石数が「184石5斗」であることを示していると思われる。

(4) 小結

以上、断定すべきものはないが、「浅久保・柳下家における酒造は明治7年創業」と推測される。これはそのまま「秀峰酒造の創業年」となる。



第5図(免許鑑札願出書：建物配置絵図) (酒造蔵敷地：旧公図・住宅地図)

2-2 酒造場所

(1) 元紺屋I家の伝承

「浅久保に秀峰酒造が存在した」と当時の状況を明確な言伝えとして残されていたのは、浅久保で元紺屋を営んでおられたI家である。

同家では「浅久保通りを挟んで北側の地に秀峰酒造があり、共に発酵に関わる藍染業と酒造業であることからよく議論を交わし、お互いに技術を磨いていた。また、井戸の本数もI家は2本、秀峰酒造は1本あった」などと具体的な話が伝えられている。

同家によると、酒造蔵のあった場所を現在の住居表示で示すと、旧川越街道（県道109号線）を挟んで「中央1-2」と「丸山台2-21」の一連の土地となる（位置図は第5図を参照）。

(2) 「建物配置絵図」

免許鑑札願出書・下書にある「建物配置絵図」が第5図左側上の「元図」である。この地形は右側にある旧公図（字切図）の地形とは異なっている。しかし、この絵図には東西の表示はあるが南北は記されていないことから、南北である上下を反転したものが、左側下の「反転図」である。右側の旧公図の地形と相似する。何らかの意図があって敢えて逆さ図としていたのであろう。

(3) 地番

酒造地であった「中央1-2」と「丸山台2

-21」の土地を旧公図で見ると地番は「西浅久保1728-1、1728-2」となる。これを「土地所有者名寄帳 新座郡下新倉村」¹⁵で見ると、所有者は柳下又八、土地は分筆前の1筆で面積は2反3畝17歩、地目は「宅地」とある。700坪弱の広い敷地を宅地とすることは一般的には有り得ず、この面からもここに酒造蔵などの建物が存在したとみて良いであろう。なお、「旧土地台帳」¹⁶によると、1728-2（348坪）の所有者は後に竹内元吉となっている。

(4) 小結

以上、酒造地跡は区画整理により敷地境界線は明確にはならないが、住居表示による「中央1-2」と「丸山台2-21」、そしてその間にある「旧川越街道（県道109号線）」、更には敷地西側の「市道部」からなる一連の範囲となる。」

2-3 酒造人・竹内家と経営形態

(1) 酒造組合員名簿

埼玉県酒造組合発行の酒造組合員名簿が『埼玉県酒造組合誌（大正10年）』（埼玉県酒造組合1921）の中にある。同誌には明治23（1890）年12月発足の酒造組合規約に続けて、「当時における組合員住所氏名を挙げる」として、明治25（1892）年当時の県下全組合員の氏名が支部毎に列記されている¹⁷。発足準備中の酒造組合の依頼により県が調査を行い、「狭

第1表 「埼玉県酒造組合規約 添付：組合員住所・氏名－明治25年」（抜粋）

※前年のM22／4の町村合併のより、下新倉村は白子村となっている。

志木支部員	新座郡白子村大字下新倉 同 村大字 同	柳下 平 八 竹内 作次郎
-------	------------------------	------------------

第2表 「埼玉県酒造組合員名簿－明治33年」（抜粋）

北足立支部員	白子村大字下新倉乙148番地 同 村大字 同 10番地 同 町大字白子・・・	柳下 平八 竹内 元吉 富沢 藤七
--------	--	-------------------------

小なる区域別の酒造組合の会員」となっていた会員を纏め、明治 25 年 1 月調べとして漏れなく新会員として載せている。明治 25 (1892) 年・志木支部員として、柳下平八と竹内作次郎の名前がみられる。柳下平八は長泉酒造の酒造人である。竹内作次郎は秀峰酒造の酒造人であるが、「白子村大字下新倉」とあるのみで、酒造蔵所有者・柳下又八との繋がりはこの時点ではみえない。

この点について、「埼玉県酒造組合員名簿」(埼玉県酒造組合本部 2002)¹⁸には「白子村大字下新倉 10 番地竹内元吉」とある。竹内家は作次郎から息子の元吉へと代が替わり、そして、免許鑑札願出書・下書にある「下新倉 10 番地」がここに出てくる。

(2) 酒造の経営

この様に柳下又八の「免許鑑札願出書・下書」にある「埼玉縣武蔵国新座郡下新倉村 10 番地」と酒蔵組合員名簿にある竹内元吉の「白子村大字下新倉 10 番地」が合致することから、秀峰酒造は、酒造蔵や諸設備を有しそれを貸出す「酒造蔵貸人の柳下又八」と、米の仕入れ・醸造・販売まで一切を行う「酒造人の竹内作次郎」との間の契約に基づく「越後店」であったことが分る。この点、長泉酒造は越後杜氏を雇って蔵主が経営する「郷店」の形態をとっている。

なお、越後店の契約条項については本稿「3. 文政時代の酒造蔵」にて具体的内容を示す。

2-4 酒造量

(1) 酒造量の記録

酒造量に関しての各資料の内容は以下の通りである。

- ①：免許鑑札願出書・下書の「標札の図」には製造見込み高として、123 石とあり、明治 14 (1881) 年頃には 184.5 石に変更している
- ②：明治 19 (1886) 年における下新倉村の清酒醸造高は「下新倉村地誌 (明治 20 年)」によると、「清酒生産高 313 石 5 斗 5 升 3 合 輸出地方近邑」¹⁹とある。

- ③：『長泉酒蔵調報告書』にあるご当主の話として、「長泉酒造では年間 150 石ほど酒を製造していた」²⁰とある。

- ④：「名称 長泉の酒造」には、長泉の生産石数は約 200 石とある²¹。

(2) 記録から見る酒造能力

これらを考え合わせると、長泉酒蔵と秀峰酒造は共に 185 石、合わせると 370 石程度の醸造能力を有しており、明治 19 年の実醸造高が、313 石 5 斗となったのではなかろうか。

何れにしても秀峰酒造は当初(明治 7 (1874) 年)には 123 石造りであったものを、明治 14 年頃には 184 石造りとしている。

(3) 小結

秀峰酒造が造石量を増やした経緯を考えると、次の様な一つの見方ができる。

まず、長泉酒造は蔵が長嶋にあった時代、あるいは明治 10 (1877) 年頃に酒造蔵の移転を行なった頃に設備規模を 123 石造りから、184 石に増やしたのではなかろうか。これには明治 4 (1871) 年に造石量が自由になったという背景がある。この点について、前記・長泉酒造の建物調査の報告として「酒蔵主屋の北側と南側部分は、元は別々の建物であったものを、この地に移築されたときに接続したか、移築前にすでにこのように改造されていた可能性がある」²²とあることから推測するものである。

一方、柳下與市は明治 6 年からの酒造設備の準備を進めるに当り、柳下一族である長泉酒造を参考に 123 石造りとして設備を設けたが、息子の又八は長泉酒造の設備規模拡大の動きに追隨して、123 石造りを 184 石造りとしたのではなかろうか。

この結果、両酒造共設備能力としては 184 石となるが、実際は 150 ～ 160 石程度を醸造しており、この結果が、地誌にある「生産高 313 石」に結びついていくとするものである。

2-5 秀峰酒造の移転

浅久保の地において明治7（1876）年に酒造を始めた秀峰酒造であるが、その後成増の地へ移転している。移転の時期に関しても確たる資料はなく、推測となる。

成増の酒造用土地（北豊島郡赤塚滝川原45・400坪）の取得が明治34年（1901）1月（登記簿）であり、「成増新田宿・武内商店」の引札²³には明治35（1902）年の暦が印刷されている。「秀峰酒造の成増への移転は明治34年」とみて良いであろう。

この成増への移転に関しては、次の「3. 文政時代の酒造蔵」に示す越後店の契約によると、「契約中の10か年の間は貸し人側から立ち退きの要請はしない。ただし、酒造人側にて商売が不調の場合には何時でも引払うことができる」とあるが、秀峰酒造の酒造は明治7年からと考えられ、酒造開始から27年経過した頃となり、10か年契約とは合致しない。

移転の理由として、移転先の成増の地を思いがけずに入手することが出来、そこは、米の仕入れ・精米、酒の販売などの運搬に大きな支障となっていた大坂やくらやみ坂の難所を通ることなく、また、洗米などに要する大量の水も井戸水ではなく白子の湧水を使用できるなど立地上有利な点が挙げられることから、移転に至ったものと推測される。

また、成増の土地を入手した秀峰酒造は移転に際して浅久保の酒造地内の酒造蔵など建物の購入・移築の案を持出し、移転の代償として酒造地の半分（西浅久保1782—2・348坪）を購入したとも思える。ちなみに、明治34年12月に購入した浅久保の土地は、翌35年3月には別人に売却している。特に必要として購入した土地では無い訳である。この点に関して浅久保で土地や蔵の所有者になろうとして取り掛かり始めたとの見方もできる。

成増へ移転した秀峰酒造であるが、昭和30年代には廃業している。「諸道具は板橋区郷土資料館に寄贈されました」²⁴とあるが、同資料館調べによると酒造規模を示すようなものは寄贈されていない。

2-6 秀峰酒造の記録

廃業の直前であろうか、『日本醸造協会誌』に同協会の雑誌編集者が同酒造を訪問した際の記事が掲載されている²⁵。参考までに記しておく。

「酒屋さん曰く「・・・・？」東京都・埼玉県の巻」 vol.52(1957) No.5 —昭和32年—

①会社名：秀峰酒造株式会社

②社 長：竹内 想作（大正14年生れ）
4代目

③創 業：竹内作次郎 慶応2年（1866）

④酒造庫：明治末 成増へ建てた。

新築庫：昭和31年 白いコンクリート造りの庫に建替え。費用は1,170万円
延床面積：250坪、1階：139坪、
2階：111坪

⑤造石高：355石

⑥従業員：杜氏が1人、蔵人が6人

⑦休 業：戦時中は休止していた。

⑧酒造絵：（江戸時代の酒造絵が掲載されている）

⑨水 ：水は道を隔てた「多聞酒造」から引いていた。

ここから、秀峰酒造は竹内家の出身地である新潟の地において慶応2年に創業、明治7年になってから下新倉村の浅久保に移転、後に成増へ再移転したこととなる。造石高は浅久保での160石程度から355石迄増えている。

なお、文献に記載のある「多聞酒造」は、多聞興業として大正9（1920）年に関西の西宮で創業、その後昭和5（1930）年に多聞酒造と改名、平成4（1992）年に倒産している。多聞酒造東京工場は板橋区成増45番地においていた。この地番は秀峰酒造と同じであり、秀峰酒造の敷地内の道を隔てて夫々の蔵があったことを示している。

秀峰酒造の創業が慶応2（1866）年とある点に関しては、慶応3（1867）年に「越後の醸酒家一同が松王社の神徳を崇め、共に家業の繁栄を願う」として、その姓名を神前に奉納している²⁶。そこには合わせて789軒の酒造家の名前が記されている。

内訳は、

- ①三島郡：73 軒、②蒲原郡：241 軒
③岩船郡：57 軒、④魚沼郡：74 軒
⑤古志郡：48 軒、⑥刈羽郡：72 軒
⑦頸城郡：224 軒である。

このうち、竹内姓と分かるのは頸城郡紡金の「竹内庄右衛門」のみである。竹内（秀峰）酒造との関連は不明である。ただし、竹内「作次郎」の名前より次男であると思われる、「竹内庄右衛門酒造」から独立して浅久保へ出て来たとの見方はできる。

銘柄が示されているのは全体で2軒のみであり、「秀峰」あるいは成増での引札に見られ「越海」の銘柄は見られなかった。

3. 文政時代の酒造蔵

下新倉村における明治時代の酒造家について記してきたが、今では更にその痕跡を探ることのできない文政時代において下新倉村で酒造が行われていたことを示す古文書「為取替議定証文之事（酒造蔵諸道具貸与ニ付）」が埼玉県立文書館に寄贈されている²⁷。

下新倉村の酒造蔵貸し人の「平蔵」と、越後

国頸城郡潟町の酒造人である「子之助」が文政5（1822）年に酒造蔵の貸借に関して交わした証文であり、仲介人であった入間郡平山村（現：入間郡毛呂山町）の平山家に残されていた文書である。同文書2葉の一部の前段と後段を第6図に示す。

(1) 議定証文書内容

議定証文書の内容は8項目からなっており、要約すると以下のとおりとなる。

- ① 平蔵所持の酒造蔵と諸道具を午年（文政5（1822）年）8月から辰年（天保3（1832）年）までの10か年契約で貸出す。
貸金は年当たりの運上金2分と諸道具損料の5両、併せて5両2分として、半金を10月に、残りを3月に支払うこと。
- ② 蔵と添え家の修復は平蔵側にて普請する。
- ③ 蔵に付属の諸道具は帳面に記載してあるので、引払う際には返すこと。
- ④ 酒造の商売に関しては酒造人側の自由である。
- ⑤ 台風などにより蔵・諸道具が大破した際には、平蔵側の損失とする。
- ⑥ 契約中の10か年の間は貸し人側から立ち退きの要請はしない。ただし、酒造人側に



第6図 為取替議定証文之事（部分）（註27の文献より）

て商売が不調の場合には何時でも引払うことができる。

- ⑦ 酒造人側にて酒造道具を新規に用意した物は、引払う際に引取ることができ、その際の人馬の通行は自由である。

- ⑧ 帳面・印鑑とも酒造人の名前につき、売掛けの取立ては酒造人側にて行うこと。右の通り、証人・世話人・立合いのもと議定したので、後証の為、証文に押印する。

文政5年8月 武州新座郡下新倉村

酒造蔵貸し人 平 蔵

同州 同郡 同村

親類証人 平次郎

越後国頸城郡潟町 子之助殿

(2) 議定証文書内容の考察

- ① 下新倉村での長泉酒造及び秀峰酒造による酒造の開始は、前記した様にそれぞれ慶応時代と明治時代になってからのことである。この文書にはそれ以前の文政5（1822）年、下新倉村にて酒造が行われていたことを示している。

- ② 杜氏の出身地は越後国頸城郡潟町とある。頸城郡は明治12（1879）年に、東頸城・中頸城・西頸城郡に分かれており、潟町は中頸城郡に所属し、現在の上越市大潟区潟町となる。長泉酒造では、「杜氏は、新潟県の中頸城郡の人」²⁸とされている。

- ③ ここに酒造蔵貸し人と杜氏との間における賃貸借の内容が記されているが、間に斡旋者である平山家が介在している。地域が離れた者同士の直接交渉は難しく、この様な仲介者による契約形態が一般的に行われていたのではなかろうか。とすると、この契約条項・内容は越後店の一般的な契約内容を示すものではないかとも推測できる。

- ④ 第1項より、貸主側は幕府への運上金と蔵・諸道具の損料のみの計5両2分を受取り、第4項からは、借主側は酒造米の買付から酒造、そして販売まで実施するとしている。いわゆる「越後店」であり、酒造株は貸主がもっており、借主側は酒造蔵の経営を行っていたことが分かる。

第3表 平蔵と平次郎 時系列表

【議定書1822 ▼ (文政5年)】								
*1	*2	*3	*4	*5	*6	*7	*8	*9
享和2年 1802	享和3年 1803	文化14年 1817	文政2年 1819	文政4年 1821		文政9年 1826	文政10年 1827	慶応2年 1866
芝 平蔵	芝 平蔵	左右衛門組 平蔵	左右衛門組 平五郎 (父・平蔵)		船持 平五郎代 平次郎	柴宮河岸舟問屋 平五郎代 伴・平次郎	→	芝宮問屋 平次郎
平蔵	→	左右衛門組 平蔵		浅久保組 平蔵				
		織右衛門	→			→	居酒屋渡世 織右衛門	

*1「下新倉村入用取立帳」（享和2年12月-1802）（和光市教育委員会1982）(259-267)

*2「下新倉村広沢原雑丹袋新田検地帳」（享和3年6月-1803）(558-570)

*3「下新倉村入用帳」（文化14年6月-1817）267 (274-)

*4「下新倉村人別改帳」（文政2年6月-1819）(346-351)

*5「下新倉村名主跡役願書」（文政4年4月-1821）(731-732)

*6「下新倉村船問屋争論裁許御請証文」（文政4年12月-1821）(275-277)

*7「柴宮河岸問屋議定に付訴訟取下げ願書」（文政9年4月-1826）(726-729)

*8「下新倉村農間渡世書上帳」（文政10年9月-1827）(388-389)

*9「下新倉村貧徒暴賊打毀値難見舞受記」（慶応2年6月-1866）(396-403)

⑤この証文書作成の文政5年（1822）は、関東上酒試造が始まった寛政2年（1790）の約30年後のことであり、酒造米石高の分割により当初11軒²⁹の酒造家が多くなっている時期である。この文書からはこの契約が新規の契約なのか、更新契約なのか分からず、この蔵の酒造開始の年代は特定できない。

（3）酒造蔵貸人・平蔵と親類証人・平次郎

文政5年前後の下新倉村の文書関係突き合わせたものが第3表である。この表から読み取ることができる内容は以下のとおりである。

【平蔵】

享和2年（1802）、下新倉村村入用取立帳（※1）および、文化14年（1817）の「下新倉村村入用帳」（※3）によると、下新倉村には平蔵は二人いた。

一人は「芝の平蔵」である。芝の場所は分からないが柴宮の辺りではなかろうか？芝の平蔵は、文化14年にある杵右衛門組と思われる。この平蔵は議定証文書取交し3年前の文政2年（1819）には、「下新倉村人別改帳」（※4）において倅の平五郎に家督を譲っており、証文書に平蔵の名前が表に出てくることはない。残る「嘉右衛門組の平蔵」、上記「下新倉村人別改帳」は杵右衛門組のものであり、嘉右衛門組については分からない。文政4年（1821）に出て来る「浅久保の平蔵」と同一人物の可能性はあるが、組が異なることから別人と思われる。

また、文政4年（1821）の「下新倉村名主跡役願書」（※5）に出てくる「浅久保の平蔵」、ここに出てくる平蔵は議定証文書取交しの前年であり、他に平蔵が見当たらないことから、酒造貸人の平蔵は浅久保の平蔵であると推測して間違いはないであろう。

【平次郎】

文政4年の「下新倉村船問屋争論裁許御請証文」（※6）に「舟持平五郎煩二付代・平次郎」が出てくる。父親が病のために、倅の平次郎が代りを務めている訳であるが、この平次郎が年代的に親類証人の平次郎とみて間違いはないであろう。

以上をまとめると、為取替議定証文書の「酒造貸人・平蔵」と「保証人・平次郎」は以下の様になる。

①酒造貸人の平蔵は、「浅久保で百姓の平蔵」である。

②保証人の平次郎は、「柴宮で船問屋の平次郎」である。

（4）文政の酒造蔵のその後

ここに出て来る酒造蔵は江戸時代、浅久保の平蔵所有の地にあった。そして、明治になってからは秀峰酒造がやはり同じ浅久保の地で酒造を行っていた。

一般的に酒造蔵を建てられるのは名主や豪農であり多くはない。これらのことから、時代は離れているがこの二つの蔵は同一の場所に建っていたのではないかとの考えが出てくる。

文政5年（1822）から37年後となる安政6年（1859）越後国の領主が「年々関東諸方への酒造稼ぎにおいて、店持ちの者が多分に出てくる。これらの者に対して国元の酒造家に準じて冥加金を納める様に」³⁰との通達が出された。

その結果、酒造の出稼ぎ者452名の上納があった。そこには、名前と出身地、上納日と金額、併せて出稼ぎ先の村・屋号が記されている。これを出稼ぎ先別に見てみると、武州：218名、上州：153名、野州：61名、下総：9名、他に相州・常州・不明の13名となる。

このうち、子之助の出身地である潟町関係を見ると、出身者は16名見られるが、下新倉村への出稼ぎ者は一人も居なかった。文政時に浅久保にあった、子之助の店は廃業あるいは休業していたのであろう。

また、その翌、万延元年（1860）の下新倉村に関する古文書「御用留 万延元年八月 下新倉村」（埼玉県立文書館 飯島家文書）がある。この中に、「百姓與市所持の畑先往還端二而行倒人有之」とある。浅久保の百姓・與市が往還（川越街道）に面して所有する畑の前で行倒人出たということである。

一方、浅久保で酒造を始めた與市は明治8年（1875）に45歳で亡くなっており、万延元年

時点では30歳となる。そして、酒造を行っていた場所は当時の川越街道に接しており、明治時代の資料となるが「土地所有者名寄帳」によると與市が川越街道に接して畑地を持っていたのはこの酒造用地のみである。

これらのことから、万延元年（1860）に行倒人が出た場所と酒造用地の場所は同じ場所であると思われ、明治7年（1874）酒造蔵の場所は、万延元年時点では畑地であり、この面からもそれ以前の文政5年（1822）の酒造蔵との関係は無いものと思われる。

したがって、浅久保にあった、文政の子之助の酒造と明治の秀峰酒造との間の関連は無いものと考えられる。

4. 振り返って

平成元年発足の「和光市古文書研究会」において「為取替議定証文之事（酒造蔵諸道具貸与二付）」を目にしたのは、今から8年前の平成23年であった。そこに記されている「文政五年の酒造貸人・平蔵と親類証人・平次郎は下新倉村の何処の誰であろうか」ということに、和光市住人として単純な好奇心から酒造についての調べが始まった。

当初、和光市の酒造としては『長泉酒蔵調査報告書』ある長泉酒造しか頭にはなく、同酒造に関係する人達であろうとの思い込みから長嶋・柳下家の歴代調べから始まった。調べを進める中、明治時代に浅久保に秀峰酒造があったことが分かる。しかし、その具体的な酒造蔵の場所についての資料が見当たらず、更には長泉酒造の創業が江戸時代なのか明治になってからなのかははっきりとしないために、全体の筋書きが纏まらず浅久保の「平蔵」に辿りつくまでに大分、時間を要した。

そのような状況の中、「和光市歴史と文化を学ぶ会」の副島氏から、土支田の本橋氏が地元を調査する中で「秀峰酒造の存在」を確信できる情報を得られたとの話を頂き、同氏から内容を伺うことができた。これに基づき、漸く調査を前進させることができるようになった。しか

し、追加の確認・調査が必要となり、更に時間を要した。今回の成果をまとめると以下のとおりとなる。

①：長泉酒造の創業に関して、従来ははっきりしていなかったものを、確定はできないが、「御受（酒造鑑札）」文書により、「長泉酒造の創業は慶応3（1867）年」ではなかろうかと推測した。

②：秀峰酒造の浅久保での醸造に関しては、直接的な資料が無く、又、ご当家である竹内家には浅久保での醸造が伝承されておらず、推測する部分が多く、すっきりとした内容とはなっていない。しかし、秀峰酒造が成増で醸造を行う以前は、浅久保の地で醸造を行っていたこと、酒造蔵の持ち主は浅久保の柳下又八であり、その場所は現在の「和光市中央1-2から丸山台2-21」に亘る地域であること、酒造人は秀峰酒造の竹内家であり、醸造の開始は明治7年であり、明治34（1901）年には成増へ移転したものと考えた。

③：酒造調査関係の文書として発端である「為取替議定証文之事（酒造蔵諸道具貸与二付）」については、江戸期文政時代に下新倉村で清酒造が行われていて、文書の中の下新倉村の平蔵と平次郎をそれぞれ浅久保と芝の人物であるとした。しかし、酒造場所は浅久保と思われるが、推測には至らなかった。

④：「御受（酒造鑑札）」文書については、下新倉村の名主である吹上の柳下治太夫が慶応3年に清酒造の鑑札を受ける際に提出したもので、長泉酒造の創業に係るものであろうと推測した。なお、この文書の解読に際しては、当時のNHK学園・古文書講座の堀講師に指導を頂いた。

⑤：「酒造に関する諸様式の綴」においては、内容的なものは含まれていないとして見過ごしていたが、そこには、秀峰酒造の竹内家の住所が酒造蔵の所在地となっており、さらに、聴き取り調査の結果、酒造地の土地所有者である柳下又八の名がやはりそこに記されていることなどから、秀峰酒造へ貸出す酒造蔵に係る免許鑑

札を願い出た際の下書きであろうと推測した。更には下書きを裏付ける又八の先代・與市の金石文を見つけることができ、又八の酒造を確信すると共に、創業は明治7年、與市によるものとした。

これまでの内容に対して、まだまだ埋もれている資料や残されている言伝えなどがあるものと思う。新たな資料・事実が判明した時点でこの内容を修正あるいは補強していく必要があると考えている。

<註>

1. 和光市教育委員会 1999『長泉酒蔵調査報告書』（和光市教育委員会 2004『和光市建造物長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷調査報告書』に所収。以下、ページ数の引用は 2004 年版による。）
2. 前掲 1,p10
3. 前掲 1,p13
4. 前掲 1,p15
5. 前掲 1,p14
6. 前掲 1,p15
7. 前掲 1,p24-25
8. 前掲 1,p10
9. 前掲 1,p9、p13
10. 前掲 1,p10
11. 和光市教育委員会 1987『和光市史下巻』p51-52
12. 前掲 1,p40
13. 「清酒濁酒醬油鑑札収与並ニ収税方法規則」（太政官布告第 389 号）明治 4 年 7 月
14. 白子川汚濁対策協議会 1994『白子川を知っていますか』p58-59
15. 「土地名寄帳」。課税対象となる土地を所有者ごとに一覧にしたもの。現在では「固定資産台帳」となっている。
16. 「旧土地台帳」明治 22 年（1889）にそれまでの地券が廃止され、土地台帳制度に移行したものであるが、この台帳も昭和 35 年（1960）に閉鎖され、現在は旧土地台帳として法務局に残されている。当時の地形・所有者を知り得る貴重な資料である。
17. 埼玉県酒造組合 1921「酒造組合之沿革並に組織」『埼玉県酒造組合誌』p266-289
18. 埼玉県酒造組合本部 2002「埼玉県酒造組合員名簿

- （明治 33 年 1 月現在）」『明治後期産業発達史資料第 12 期府県産業編（ix）』633 龍溪書舎 p1-7
19. 「下新倉村地誌」（和光市 1984『和光市史史料編三近代』所収 ,p127-129
 20. 前掲 1,p14
 21. 和光市教育委員会 1978「名称 長泉の酒蔵」『文化財をたずねて』p10
 22. 前掲 1,p24
 23. 小松寿治 2013「近代 ムラから街へ」『地域シリーズあかつか』板橋区郷土資料館 ,p48
 24. 前掲 14,p58-59
 25. 日本酒造協会雑誌編集部 1957「酒屋さん曰く（・・・）」『日本醸造協会雑誌』52 巻 5 号 ,日本醸造協会 ,p30-35
 26. 吉川町史編纂委員会 1993「越後醸酒家一覧」『吉川町史資料集第 3・4 集合本』吉川町教育委員会 ,p283-299
 27. 埼玉県立図書館 1984「武蔵国入間郡平山村平山家文書目録（為取替議定証文之事（酒造蔵書道具貸与ニ付）」『近世史料所在調査報告書 3』埼玉県立文書館
 28. 前掲 1,p14
 29. 前掲 27
寛政 2 年（1790）地元の有力酒造家 11 軒を集めて上製諸白（もろはく）酒製造の相談を行い、幕府所有米 14,700 石を貸し与えて良酒 3 万樽の製造を命じ、造られた酒が「関東上酒御免酒」である。
 30. 吉川町史編集委員会 1993「酒造出稼店役御冥加上納金記帳」『吉川町史資料集第 3・4 集合本』吉川町教育委員会 ,p312-328

<引用・参考文献>

- 小松 寿治 2013「近代 ムラから街へ」『地域シリーズあかつか』板橋区立郷土資料 p48
- 埼玉県 1990「酒造」『新編 埼玉県史 資料編 16 近世 7 産業』埼玉県 p615 ～ 654
- 埼玉県酒造組合 1921「酒造組合之沿革並に組織」『埼玉県酒造組合誌』埼玉県酒造組合 p 266 ～ 289
- 埼玉県酒造組合本部 2002「埼玉県酒造組合員名簿（明治 33 年 1 月現在）」『明治後期産業発達史資料第 12 期府県産業編（ix）』633 龍溪書舎 p 1 ～ 7
- 埼玉県立図書館 1984「武蔵国入間郡平山村平山家文

- 書目録「(為取替議定証文之事(酒造蔵諸道具貸与ニ付))」『近世史料所在調査報告書 3』埼玉県立文書館
- 埼玉県立文書館 飯島徳蔵氏収集 479「御用留」万延元年 8 月 新座郡下新倉村
- 日本醸造協会雑誌 編集部 1957「酒屋さん 曰く(・・・?)」『日本醸造協会雑誌』52 巻 5 号 日本醸造協会 p 30～35
- 保谷市総務部防災課(他)1994「白子川下流の清酒と醸造」『白子川を知っていますか』白子川汚濁防止対策協議会 p 58～59
- 山田 正一 1958「巡回(下)」『日本醸造協会雑誌』53 巻 5 号 日本醸造協会 p 12～14
- 吉川町史編集委員会 1993「越後醸酒家一覧」『吉川町史資料集第 3・4 集合本』吉川町教育委員会 p 283～299
- 吉川町史編集委員会 1993「酒蔵出稼店役御冥加上納金記帳」『吉川町史資料集第 3・4 集合本』吉川町教育委員会 p 312～328
- 和光市 1982「下新倉村名主跡役願書」『和光市史 史料編二 近世』和光市 p 275～277
- 和光市 1982「下新倉村船問屋争論裁許御請証文」『和光市史 史料編二 近世』和光市 p 731-732
- 和光市 1984「下新倉村地誌」『和光市史 料編三 近代』和光市 p 127～129
- 和光市教育委員会 1978「名称 長泉の酒蔵」『文化財をたずねて』和光市教育委員会 p 10
- 和光市教育委員会 1999(2004)「長泉酒蔵調査報告書」『和光市のむかし 和光市建造物長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷』和光市 p 10-15、24～25、40
- 和光市教育委員会 2001(2004)「長屋門調査報告書」『和光市のむかし 和光市建造物長泉酒蔵・長屋門・代官屋敷』和光市
- 和光市教育委員会 1987「村会の成立ー自由党と改進黨ー」『和光市史 通史編』下巻 和光市 p 51～52
- 和光市史編さん室 1980「柳下廓次家文書 御受(酒造鑑札)」『和光市史編さん資料 1 文書目録 I』和光市
- 和光市史編さん室 1980「柳下 源太郎家文 書(酒造に関する諸届出様式の綴)」『和光市史編さん資料 1 文書目録 I』和光市
- 和光市史編さん室 1980「土地所有者名寄帳 新座郡下新倉村」『和光市史編さん資料 3 文書目録 II』和光市
- なみき みのもる(和光市文化財保護委員)